

米軍属の覚せい剤取締法等違反に対する意見書

沖縄県警暴力団対策課は5月31日、覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反などの疑いで沖縄市内に住む嘉手納基地所属の空軍軍属の男2人と日本人の男女2人を逮捕したと発表した。

当該軍属らは市内に在住しており、青少年の健全育成をはじめ関係諸団体から薬物乱用防止の重要性が叫ばれる中、一般市民への覚せい剤等の薬物流出も懸念される由々しき事態に市民や自治会関係者から不安の声が挙がっている。

県内では、在沖米軍が米軍属による女性暴行殺人事件を受けて「寄り添い、哀悼する期間」として30日間の飲酒制限等を発表したにも関わらず、この事件をはじめ米軍関係者による事件・事故が相次いでおり、これまでの「綱紀粛正策」、「再発防止策」に対する基地周辺住民の信頼度は甚だ低く、薬物乱用防止も含め抜本的な対策が強く求められている。

よって、沖縄市議会は市民の健全な生活を守る立場から、米軍属の覚せい剤取締法等違反に対し厳重に抗議するとともに二度とこのような事件が起きないように徹底した対策、指導を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月5日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長